（別紙２）

「令和５年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」・「個人番号(マイナンバー)」

提出状況等の確認について

所　　属　　　　　　　　研究科／学環

学生番号

氏　　名

**◎特別研究奨学生採用学生から提出いただく書類は以下のものです。**

（1）振込依頼書（※振込口座確認のための通帳またはキャッシュカードの写しも併せて要提出）

※「07＋現在の学生番号」での相手先コードがない場合は必ず提出が必要です。

（病院等で勤務しており給与を受け取るための相手先コードを持っていても提出が必要です。）

（2）個人番号（マイナンバー）

※長崎大学（長崎大学病院を含む）に一度でも提出している場合は提出の必要がありません。

（3）「令和5年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」，または「扶養控除等(異動)申告書不提出届」

**以下①～④は，採用時の確認事項です。各項目についてご確認・記入をお願いします。**

**①本学へのマイナンバーの登録の有無について**

税務関係手続きの都合上，本学へ個人番号(マイナンバー)の提出が必要です。本学へのマイナンバーの提出の有無について，下記チェックボックスに☑を入れてご確認ください。

**長崎大学へ**マイナンバー(番号確認物の写し及び身元確認物の写し)を提出したことがありますか？

　□ **提出している** または **TAやRA等で7月末までに別途提出を予定している**。

 ⇒ 提出不要です。

　□ **提出したことがない** または **提出予定がない。**

⇒本学へマイナンバー(番号確認物の写し及び身元確認物の写し)の提出が必要となりますので，

所属研究科又は学環の担当者へ提出方法をご確認の上，提出してください。

**②「令和５年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」または「扶養控除等(異動)申告書不提出届」の提出について**

提出いただく書類は，別途収入の有無（アルバイト等）により異なりますので，下記のチェック

ボックスに☑を入れてご確認ください。

* **別途収入がある。**

□　アルバイト先等，**長崎大学以外の事業所に**「令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告

書」を提出している。

⇒「扶養控除等(異動)申告書不提出届」を提出してください。

□　既に**長崎大学へ**「令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している。

（TAやRA ，その他の奨学金など長崎大学からの収入があり，既に申告書を提出済み。）

　提出先：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（例：病院総務，〇〇部総務）

　　　　　　⇒「令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」・「扶養控除等(異動)申告書不提出届」

どちらも提出不要です。

□　他の事業所および長崎大学のいずれにも「令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

を提出していない。

⇒「令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出してください。

* **別途収入がない。**

　　　⇒「令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出してください。

（※注意）給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は，暦年毎に提出する必要があるので，12月に

令和6年分を提出していただきます。

**③本学へ「令和５年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出済みまたは提出予定の方に伺います。**

税務関係手続きのため，扶養控除等(異動)申告書に記載した扶養親族者数（所得税の控除額に係る

16歳以上の扶養者の人数）をお知らせください。

**人**

（※注意）平成23年1月から，年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されたため，

0歳～15歳の扶養親族を控除対象扶養親族としてカウントしないこととなります。

**④長崎大学からの奨学金等申請・受給状況について**

今年度に**長崎大学の**奨学金等を受給される場合は，受給月額を記入してください(**※特別研究奨励金を除く**)。

なお，下記に記載の奨学金以外に**長崎大学から**受給している奨学金がある場合は，空欄に名称と受給月額を記入してください。

また、申請中の奨学金についてもご記載いただき、「受給月額」の欄に金額と併せ「※申請中」とご記載ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 受給月額 |
| 「葉國璽」私費外国人留学生奨学金（留学支援課） | 円 |
| 長崎大学医学部等留学生に対する前田小枝子記念奨学金（医学部） | 円 |
| 医歯薬学総合研究科（歯学系・薬学系）研究奨学生に対する研究奨励金（医歯薬） | 円 |
| 医歯薬学総合研究科特別研究奨学生に対する研究奨励金（医歯薬） | 円 |
| 医歯薬学総合研究科NU-CLEAR Training Program 研究助成金（医歯薬） | 円 |
|  | 円 |
|  | 円 |

**◎確定申告について**

特別研究奨励金は，個人の収入(給与所得扱い)になります。所得税については，源泉徴収義務者である長崎大学が所得税を控除し，税務署に納付します。

なお，本奨励金以外に別途所得がある方については，個人で確定申告が必要となる場合があります。

確定申告の対象者等，詳細については国税庁ＨＰ（<https://www.nta.go.jp/>）にてご確認ください。